

施設等利用費請求金額内訳書

【 年 月分】

※預かり保育事業の施設等利用費請求金額の内訳となる認定子ども全員について記入

No.	生年月日	フリガナ	在籍園の預かり保育事業				請求額 (c)
		認定子どもの氏名	施設に支払った金額(a)	利用 日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の 低い方を記入 (c)※1	
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						

※1 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。cがこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。

※2 預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ、「認可外保育施設等施設利用費」も合計して月の上限額まで対象になります。その場合は、保護者が、認可外保育施設等利用分の償還払いの請求書を柴田町に提出してください。